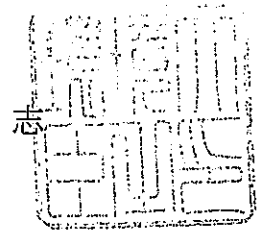




諮問第334号  
環自野発第120911002号  
平成24年9月11日

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之 殿

環 境 大 臣  
細 野 豪



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第9項において準用する同法第3条第3項の規定及び同法第29条第4項において準用する同法第3条第3項の規定に基づき、下記国指定鳥獣保護区等を別添案のとおり定めることについて、貴審議会の意見を求めます。

記

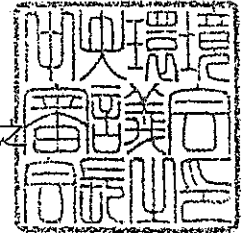
1. 国指定濤沸湖鳥獣保護区濤沸湖特別保護地区の指定について
2. 国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区及び同厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区の指定について
3. 国指定大黒島鳥獣保護区及び同大黒島特別保護地区の指定について
4. 国指定藤前干潟鳥獣保護区藤前干潟特別保護地区の指定について
5. 国指定片野鴨池鳥獣保護区及び同片野鴨池特別保護地区の指定について
6. 国指定大台山系鳥獣保護区大台山系特別保護地区の指定について



中環審第672号  
平成24年9月11日

中央環境審議会野生生物部会  
部会長 山岸 哲 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について（付議）

平成24年9月11日付け諮問第334号、環自野発第120911002号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、野生生物部会に付議する。